

平成十八年度の個人情報保護制度と個人情報保護制度の運用状況報告

情報公開制度の運用状況

市民の皆さんの市政への参加促進と開かれた市政の推進のため、市で保有している公文書を公開する「情報公開制度」を実施しています。このほど、平成十八年度の運用状況がまとまりました。

平成十八年度の情報公開制度の決定件数は、合計四百九十九件でした。実施機関別の決定件数などは、表1のとおりです。

個人情報保護制度の運用状況

市民の皆さんの権利や利益は、合計千八百三十一件でした。平成十八年度の開示請求は、合計千八百三十一件でした。個人情報の開示・訂正などの請求については、平成十八年度の運用状況がまとまりました。

表1 情報公開制度の実施機関別決定件数 (件)

実施機関	全部公開	部分公開	非公開	取り下げ	合計
議会	10	3	3	1	17
市長	117	339	6	2	464
教育委員会	2	6	0	0	8
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	1	3	0	0	4
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	2	3	1	0	6
合計	132	354	10	3	499

請求・申し出の決定件数 (件)

	全部公開	部分公開	非公開	取り下げ	合計
請求	22	43	8	1	74
申し出	110	311	2	2	425
合計	132	354	10	3	499

請求者・申し出者の区分 (件)

市民	在勤者	法人	利害関係者	その他	合計
84	0	135	0	280	499

表2 個人情報保護制度の実施機関別決定件数 (件)

実施機関	全部開示	部分開示	非開示	取り下げ	合計
議会	0	0	0	0	0
市長	1,807	0	24	0	1,831
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
上下水道事業管理者	0	0	0	0	0
合計	1,807	0	24	0	1,831

住宅リフォーム工事を検査する制度ができました

県では、住宅リフォーム工事に伴うトラブルを防止し、誰もが安心して安全な住宅リフォームを行える環境を整備するため、「埼玉県住宅リフォーム工事検査制度」を開始しました。

決定件数の内訳は、表2のとおりです。また、訂正などの請求は、ありませんでした。問い合わせ：総務課文書担当・TEL内線2215



建築士などの専門知識を持つ第三者が、リフォーム工事が適正に行われているか、検査を行います。検査には、工事の前に契約書や図面が適切であるかを見る「書類検査」と、工事後の施工状態を検査員が実際に見る「現場検査」があります。詳しくは、県ホームページをご覧ください。
http://www.pref.saitama.lg.jp/

対象：県内にある住宅のリフォーム工事を発注した方、または工事を請け負ったリフォーム業者
経費：有料

砂じん被害防止の小麦を無料配布

冬になると、北風に伴う田畑からの砂じんによる民家への被害が多くなってきます。市では、砂じん被害防止のため、冬場の緑肥作物として小麦を利用する方へ、無料で小麦の種子を配布します。
申し込み方法
希望者は、九月十日(月)までに農政課へご連絡ください。

問い合わせ：住宅課住宅計画担当・TEL内線3161
埼玉県住宅課・TEL048-830-5571



問い合わせ：農政課経営普及担当・TEL内線2717

就業構造基本調査を 実施します

十月一日(月)を基準日として、全国一斉に就業構造基本調査が行われます。

この調査は、日本に住んでいる人々の就業・不就業の実態を調査し、雇用・失業対策や福祉政策などの基礎資料を得ることを目的として、総務省統計局が実施するもので

す。八月下旬から準備調査のため、県知事が任命した調査員が調査地区すべての世帯を訪問し、世帯主氏名と所在地などを確認します。その中から

統計的な手法により、市内では約六百世帯が調査世帯として選ばれます。選ばれた世帯へは、九月下旬から十月上旬にかけて再度、調査員が調査票の記入の

お願いと回収のため訪問します。市民の皆さんのご協力をお願いいたします。統計法に基づき、秘密は厳守されます。
問い合わせ：情報統計課統計担当・TEL内線2264

住民基本台帳カードをご利用ください

平成15年8月25日に住民基本台帳カードの発行が開始されてから、5年目を迎えました。発行枚数が年々増え、現在は約2,800人の市民の皆さんが利用しています。さらに多くの市民の皆さんのご利用をお待ちしています。

■住民基本台帳カードの交付を受けると…

- ①住民票の写しを、居住地以外の市区町村で取得できます（一部の市区町村を除く）。
- ②転出・転入手続きが簡素化できます。
- ③顔写真付きのカードは公的な身分証としても利用できます（顔写真なしも選択可）。そのうえ、公的個人認証の申請を別途行うことにより、確定申告の電子申請（e-TAX）や、新車購入時の新規登録手続きのワンストップサービス（一度の手続きで、必要な関連作業をすべて完了させること）を利用することができます。



対象

市内に住居登録がある方。

申請方法

市民課（本庁舎1階）・南連絡所・高階出張所で受け付けています。申請できるのは、本人または法定代理人（15歳未満については親権者）です。

なお、病気や身体の障害など、やむを得ない理由の場合は任意代理人が申請できます（ただし、医師の診断書が必要）。

必要書類

- ①申請者本人を証明する、写真付きの官公庁発行の身分証明書（運転免許証など。身分証明書がない場合は、本人あてに照会文書を郵送）
 - ②顔写真付きのカードを申請する場合は、申請前6か月以内に撮影した無帽・正面・無背景の本人の写真（縦4.5cm×横3.5cm）1枚
 - ③法定代理人が申請する場合は、本人との関係がわかる全部事項証明（戸籍謄本）
 - ④任意代理人が申請する場合は、医師の診断書と本人の委任状
 - ⑤印鑑
- *③④の場合は、代理人本人を証明する①と同様の書類が必要です。

手数料

1枚につき500円（再交付も同額）。

問い合わせ…市民課住民記録担当・TEL内線2456

中小企業向け金融の 受け付けを一時休止 します

現行の中小企業向け融資は、制度改正により受け付けを終了します。

新制度の融資受け付けについては、十月から開始する予定です。

制度別受け付け終了日

①川越市小口金融あつ旋融
資Ⅱ8月30日(木)

②川越市中小企業近代化資金
融資Ⅱ8月30日(木)

③川越市特別小口無担保無保証人融資Ⅱ9月14日(金)

*なお、受け付けには、取り扱い金融機関による事前調査が終了していることが必要です。

問い合わせ…商工振興課商業
支援担当・TEL内線2722